第１０回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平成２７年６月３０日
クリエイトホール１１階　第７学習室

八王子市景観審議会事務局

会 議 名	第10回八王子市景観審議会
開催日時	平成27年6月30日（火曜日）午後7時30分～午後9時15分
開催場所	クリエイトホール11階　第7学習室
出席委員	倉田　直道　委員 吉田　愼悟　委員 川原　晋　　委員 田口　敦子　委員 萩尾　孝之　委員 今泉　満政　委員 町田　典子　委員 福田　邦人　委員 北見　みゆき　委員 小林　久美　委員 瀧見　浩之　委員
欠席委員	亀山　章　委員
市出席職員	まちなみ整備部長　田中
事 務 局	まちなみ景観課長　　柳 まちなみ景観課主任　富田 まちなみ景観課主事　坂井 まちなみ景観課主事　森木 まちなみ景観課主査　立川 まちなみ景観課主事　髙塚 まちなみ景観課主事　金子
議　　題	１　開会 ２　議事 （１）会長および副会長の選任 （２）会議の公開について （３）審議会の役割と専門部会委員の選任について （４）屋外広告物許可の特例の取扱いについて（諮問） ３　その他（報告） ・特定大規模建築物の事前協議について ４　閉会

公開・非公開の別	公開
傍　聴　人	なし
配付資料	・机上配付資料 ・次第 ・資料１　八王子市景観審議会委員名簿 ・資料２　八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針 ・資料３　景観審議会について ・資料４　八王子市景観審議会・専門部会の役割と構成 ・資料５　事前協議制度（八王子市景観計画抜粋） ・資料６　八王子市景観アドバイザーの設置 ・資料７　八王子市景観条例 ・資料８　八王子市景観条例施行規則 ・資料９　八王子市屋外広告物のしおり ・資料９-2　屋外広告物のしおり　資料編 ・資料10　屋外広告物許可の特例の取扱いについて

＜凡例＞　会)：会長発言　委)：委員発言　事）事務局発言

【開会】〔午後７時００分開会〕

○景観審議会委員改選後の第１回目の審議会の為、委員及び事務局の紹介。

【議事（１）会長及び副会長の選任】

○会長に倉田委員を選任。

○副会長に亀山委員を選任。

【議事（２）会議の公開について】

○審議会については原則公開とし、非公開事項がある場合は、その都度判断する。

○第１０回景観審議会は公開とするが、議事の一部（法人情報を含む報告）について非公開とすることを決定。

【議事（３）審議会の役割と専門部会委員の選任について】

○事務局より景観審議会の役割と専門部会委員の選任について説明。

○八王子市景観条例施行規則第３７条第２項に関し、審議会から協議審査専門部会に一括付託することを決定。

○協議審査専門部会について、倉田委員、亀山委員、吉田委員、川原委員、田口委員、萩尾委員を選任。

○制度専門部会について、亀山委員、川原委員、田口委員、町田委員、福田委員を選任。

【議事（４）屋外広告物許可の特例の取扱いについて（諮問）】

○八王子市屋外広告物条例第18条に該当するフラッグ広告とバス停上屋広告の自主審査について説明。

事）フラッグ広告及びバス停上屋広告の自主審査機関について、当面は東京都の運用を踏襲し、フラッグ広告は東京都商店街振興組合連合会、バス停上屋広告は一般社団法人東京バス協会をそれぞれ自主審査機関とし、その審査結果をもって景観審議会の意見を聞いたこととしたい。

会）景観審議会は自主審査機関で審査中の案件に対して意見を申し上げることができるのか。

事）景観審議会への報告は事後報告になるため、審査中の案件に対して意見を申し上げる機会は無い。しかし、報告に対する景観審議会の意見を自主審査機関に伝えることは可能なので、それらのフィードバックが厳しい自主審査につながるようにしたい。

委）バス停広告は表示期間が短く件数も多い為、その都度景観審議会で審査することは現実的ではない。事後報告を受けて自主審査機関に助言していくことが良いだろう。

会）自主審査をするにはガイドラインや基準を設けなくてはいけない。このことも景観審議会で審査を実施することが難しい理由の一つである。

事）バス停上屋広告には東京都が作成した統一審査基準がある。しかし自主審査機関がどこまで指導できるかは各審査機関でも苦慮している。

委）バス停上屋広告の審査には独特の難しさがある。これらの広告はバス停上屋だけでなくテレビのCMにも流れるなど、メディアミックス効果を利用しているので、バス停ポスターだけデザインを大きく変更するよう指示を出すことは難しい。メディアの違いを理解した審査員が必要になる。

委）商店街が掲出するフラッグ広告だが、表示内容が企業広告そのものである場合も、商店街振興のためとして掲出を許可してよいのか。

事）許可可能である。フラッグについては商店街がどれだけ質の高い広告を作っていけるかが問題となる。

会）いずれにしても東京都の運用方法を継承せざるをえないと思われる。したがって、当面の間は東京都の運用を踏襲し、フラッグ広告は東京都商店街振興組合連合会、バス停上屋広告は一般社団法人東京バス協会をそれぞれ自主審査機関とし、その審査結果をもって景観審議会の意見を聞いたこととする。

【その他（報告）】

○事務局から前回の審議会以降の事前協議の案件について説明。

【閉会】〔午後９時１５分閉会〕